

近代遺跡所在調査票様式 都道府県名：

(コード) 分 野	遺跡の名称
遺跡の所在地	
所有者	
遺跡の年代	
遺跡の説明	
保存の状態	
管理の状況	
指定の有無	
遺跡の評価	

## 調査票記入要領

- ・原則として、遺跡1件につき調査票1枚を使用すること。
- ・国の史跡に指定されている遺跡については、取り上げない。
- ・二つ以上の県にまたがる遺跡については、遺跡の所在地の欄にその旨を付記すること。
- ・分野

、 、 、 、 の分野区分を記入すること。併せて分類コードを記入すること(「近代遺跡の分野区分及びコード表」参照)
- ・名称

地方公共団体指定の遺跡については指定名称を用い、指定されていない遺跡については、地元で通用している名称等適宜名称を記入すること。
- ・所在地

現在の住居表示で記入すること。番地が二つ以上ある場合は、「〇〇番地ほか」のように記すこと。
- ・所有者

現在の所有者名を記入すること。
- ・遺跡の年代

歴史的建造物等の創設年代、歴史的事件の生起した年代等遺跡の年代を記入すること。年代が明確でない場合は、およその年代あるいは時期(例:明治中期等)を記入すること。
- ・遺跡の説明

遺跡について、歴史的な経緯、関連する歴史的事件、近代史における意義等を記述すること。
- ・保存の状態

遺存する建造物あるいは構築物の名称・数・保存状態、修復の経緯、敷地等遺跡のエリアの保存状態等を記入すること。
- ・管理の状況

管理の主体および管理・公開・活用等の状況を記入すること。
- ・指定の有無

県あるいは市町村指定のあるものについて、指定県市町村名、指定の種類および指定年月日を記入すること。
- ・遺跡の評価

調査要項に従って、遺跡の評価をA、B、Cの3段階にランク付けして記入する。